

# 野々市市移住支援金のご案内

単身60万円  
世帯100万円



東京圏(埼玉県、千葉県、神奈川県含む)から本市に移住する方に支援金を交付します。

## 対象者

1. 移住前(移住元)に関する要件 ※a)とb)の両方に該当すること
  - a)住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていましたこと。
  - b)住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていましたこと。

※東京圏(条件不利地域以外の地域)に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

2. 移住後(移住先)に関する要件 ※次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- a)移住支援金の申請時において、**転入後1年以内**であること。
- b)本市に、移住支援金の**申請日から5年以上、継続して居住**する意思を有していること。

**(期間内に県外に転出した場合、移住支援金の返還が必要となります。)**

3. 就業形態に関する要件

**【就業の場合】** ※次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象として、石川県の指定するサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて石川県の指定するサイトに示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に就業していること。
- (オ) 上記(イ)の求人への応募日が、石川県の指定するサイトに同求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

**【テレワークの場合】** ※次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

## 【起業の場合】

起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けており、移住支援金の申請時において、当該交付決定日から1年以内であること。

## 【就農の場合】 ※次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (ア) 野々市市内に農地を取得（売買、賃貸借）していること。
- (イ) 移住支援金の申請日から5年以上、自ら耕作を行うこと。

## 補助金額

**単身移住：60万円 / 世帯移住：100万円** (18歳未満の子1人につき100万円を加算)

## 申込み期間

**毎年度 1月末まで** ※石川県の支援予算超過等により、予定より早く受付終了となる場合があります。

## 必要書類

※各種様式は野々市市公式ホームページでダウンロードできます。

- 移住支援金申請書
- 誓約書兼同意書
- 写真付き身分証明書の写し又はその他本人確認できる書類の写し
- 移住先(野々市市)の住民票(世帯移住の場合は世帯員全員分)
- 移住元住民票の除票等在住期間を確認できる書類(世帯移住の場合は世帯員全員分)
- 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し
- 請求書

### □就業形態を証明する書類

就業	就業証明書
テレワーク	就業証明書（個人事業主・フリーランスの場合は就業時間宣誓書）、アンケート
起業	石川県産業創出支援機構が交付した企業支援金の交付決定通知書の写し
就農 (いずれか1つ)	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地法第3条に基づく農地の売買または賃貸借の許可証の写し（野々市市農業委員会発行）</li><li>・賃貸借または使用貸借による権利の設定を証明する書類の写し（いしかわ農業総合支援機構発行）</li></ul>

※東京23区内に通勤、通学していた場合は以下の証明が追加で必要となります。

23区外から23区内の企業へ通勤していた場合 (いずれか1つ)	<ul style="list-style-type: none"><li>・23区内で通勤していた企業等の就業証明書</li><li>・移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類</li></ul>
23区外から23区内に通勤していた法人経営者または個人事業主の場合	開業届済証明書又は移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
23区内の大学への通学期間を移住元の対象期間に含む場合	卒業証明書、成績証明書又は在学期間を確認できる書類